
広域的な移動需要調査及び LRT 清原トランジットセンター接続バス路線
検討業務委託仕様書

1 業務委託名

広域的な移動需要調査及び LRT 清原トランジットセンター接続バス路線検討業務委託

2 業務の目的

本業務は、令和4年3月以降に開通が予定されている、芳賀・宇都宮 LRT への接続やその他の広域的な移動手手段の確保、併せて市内の新たな公共交通の導入や既存公共交通の再編について検討するため、市内外における広域的な移動需要をとらえるための需要調査を行い、清原管理センター近くに建設が予定されている、LRT の清原トランジットセンターと真岡市の中心市街地を結ぶ新たなバス路線の導入について検討することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和4年3月18日まで

4 委託業務の範囲

本業務において、想定する範囲は概ね次のとおりとする。

(1) 公共交通機関（実施主体）

- ア) いちごバス（真岡市）
- イ) いちごタクシー（真岡市）
- ウ) 真岡鐵道（真岡鐵道）
- エ) 民間路線バス（関東自動車）
- オ) 民間タクシー（潮田タクシー、二宮タクシー、芳南交通）
- カ) JR 宇都宮線（JR 東日本）
- キ) 芳賀・宇都宮 LRT（宇都宮ライトレール）

(2) 近隣の市町

益子町、芳賀町、市貝町、茂木町、宇都宮市、上三川町、下野市、小山市、筑西市

5 業務内容

受託者は、次の業務を行うものとする。

なお、記載の内容は、本業務に概ね必要と思われる事項について示すものであり、公募型プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により調整するものとする。

(1) 委託業務の工程作成

委託業務の手順及び遂行に必要な事項を企画・立案した業務計画書を作成するとともに、業務着手に必要な準備を行うこと。

(2) LRT 清原トランジットセンターへの接続スケジュール素案の作成

令和4年3月以降に開通が予定されている芳賀・宇都宮 LRT について、本市中心市街地から清原トランジットセンターへ、バスによる接続・アクセスを実現するにあたり、調整の必要な事項について検討を行い、市内の公共交通運行スケジュールやまちづくりの進展等に加え、隣接する市町の交通網整備などに配慮したスケジュール案を作成する。スケジュール素案は、後述する需要調査等を踏まえて検討すること。

(3) 市内及び近隣市町の需要調査及び現況調査

芳賀・宇都宮 LRT への接続やその他の広域的な移動手手段の確保、併せて市内の新たな公共交通の導入や既存公共交通の再編について検討することを目的として、次のことについて調査すること。

ア) 市内の需要調査

概ね 1,000 人の市民を対象にしたアンケート調査を発注者の印刷、発送、回収により実施する。

アンケートが需要調査の根幹であることを鑑み、アンケートの対象範囲や内容、対象年代等のアンケート実施に関する企画・設計を行うとともに、回収されたアンケートの開封、集計、分析を行うこと。

なお、アンケートの実施にあたっては、本業務の他に、発注者と宇都宮大学との共同研究によるアンケート内容の検討やアンケート結果の分析を予定しているため、受注者は共同研究の内容をアンケート実施に関する企画・設計及びアンケート結果の分析に反映するよう努めるものとする。

また、アンケートの他、必要な調査を実施すること。

イ) 市外の需要調査

市外の需要調査として、隣接する市町から真岡市への移動需要を把握するため、Web 調査等の必要な調査を実施すること。

ウ) 現況調査

LRT 清原トランジットセンターへの接続や広域的な移動手手段を検討するにあたり、本事業を取り巻く現況について、必要な調査を実施すること。

(4) LRT 清原トランジットセンターへの接続方針の検討

接続スケジュール及び需要調査結果等を踏まえ、清原管理センター近くに建設が予定されている、LRT の清原トランジットセンターと真岡市の中心市街地を結ぶ新たなバス路線について検討し、次のとおり提案すること。

ア) 想定ルート

実現可能性が高いルートについて検討し、想定される案を提案すること。

イ) 運行方法

実現可能性が高い運行方法について検討し、想定される案を提案すること。

ウ) 費用

運行開始までに要する準備経費や、運行に係る経費について試算し、想定ルート及び運行方法の提案とあわせて提示すること。

エ) 効果

運行によってもたらされる効果について、想定ルート及び運行方法の提案とあわせて提示すること。

その際、定性的でかつ定量的な観点から期待される効果を示すこと。

オ) 導入可能性評価

費用や効果を総合的に判断し、バス路線の導入可能性について評価すること。

なお、評価の内容は、発注者がバス路線の導入について検討するに足りる内容とすること。

カ) 調整事項の整理

既存の公共交通手段の再編実施など、運行を実現するにあたって、今後調整すべき事項について項目ごとに整理すること。

(5) 会議資料作成

真岡市地域公共交通活性化協議会の運営支援として、会議資料の作成を行うこと。
また、事務局より提供する協議会での意見などを分析し、本事業へ反映させること。
協議会の開催は最大2回を想定する。

(6) 打ち合せ協議

検討に係る打ち合わせを4回程度実施すること。

その際、会議資料及び打合せ記録簿を作成すること。

(7) 完了報告書作成

上記(1)から(6)について取りまとめた報告書を作成すること。

6 成果品

次のものを本業務の成果品とする。

なお、電子データはワード、エクセル等の既存汎用ソフトで編集可能な形式で作成すること。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 報告書 (A4 コピー製本) | 2 部 |
| (2) その他、本業務に附帯する資料等 | 1 式 |
| (3) 上記 (1) 及び (2) の電子データ (CD-R) | 2 枚 |

7 成果品の納入と検査の実施

受託者が成果品を提出するにあたっては、管理技術者が立ち合いのもと、発注者側の検査員の検査を受検し、合格を受けたものを納入すること。

8 履行体制

受託者は、本業務を履行するにあたり、専門的な知識を有する管理技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する技術者を配置すること。

9 その他留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、関係する法令等を遵守すること。

(2) 秘密保持

受託者は、本業務の履行上知り得た情報を、本市の許可なく他に公表してはならない。

本業務終了後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

受託者は、原則として本業務を第三者に委託してはならない。なお、契約業務の一部を委託する場合について、市の承諾を得た場合にはその限りではない。

(4) 成果品等の帰属

本業務において得られた成果品等については、本市に帰属するものとする。

(5) 瑕疵担保

業務完了後において、成果品に瑕疵が発見された場合は、本市の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

(6) 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するものとする。

(7) 資料の貸与

本業務において必要となる資料等は、必要に応じて受託者に貸与する。

受託者は、借り受けた資料の適切な管理を行うとともに、本業務完了後速やかに返却するものとする。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方協議の上、処理するものとする。